

お客さま各位

西中国信用金庫

本村支店の出張所移行のお知らせ

平素は 格別のご愛顧を賜り厚くお礼申しあげます。

このたび、当金庫では、「本村支店」を令和6年10月15日（火）より「福浦支店
本村出張所」へ移行させていただくことといたしました。

お取引をいただいておりますお客さま方には、出張所移行により大変ご不便をおかけいたしますが、何卒、ご理解とご協力をお願い申しあげます。

なお、本村支店管内の渉外活動はこれまでどおり継続いたします。

記

1. 出張所への移行日

令和6年10月15日（火）

2. 出張所の概要

(1) 名 称

本村支店 ⇒ 本村出張所（母店：福浦支店）

(2) 窓口営業時間

| 曜 日 | 営 業 時 間 |
|--|---------------------------|
| 平 日 | 9：00～11：30 12：30～15：00 |
| 土曜日、日祝日、12月31日から翌年の1月3日までの日は休業させていただきます。 | |

※窓口営業時間に変更はございません。

(3) A T M稼働時間

| 曜 日 | 稼 働 時 間 |
|----------|------------|
| 平日・土・日祝日 | 8：45～19：00 |

※A T M稼働時間に変更はございません。

3. お取り扱いする業務

(1) 外貨預金(普通預金・定期預金)を含む各種預金および定期積金の受払業務
(新規・解約を含む)

(2) 貸付業務

- ① 定期性総合口座による当座貸越
- ② 預金担保貸付
- ③ カードローン
- ④ 各種消費者ローン
- ⑤ 保証機関保証付住宅ローン

(3) 為替取引業務

(4) 日本銀行歳入金

(5) 登録金融機関業務(国債、投資信託等の取扱い等)

(6) 保険商品の窓口販売業務

(7) 上記に付随する業務(公金の収納、両替等)

4. お取扱いできない業務

- (1) 事業者の方に対する貸付業務
- (2) 代理貸付業務

※上記以外にも、お取扱いできない業務がございます。

皆さまには大変ご不便をおかけしますが、最寄りの当金庫の支店をご利用いただきませうようお願い申し上げます。

5. お客さまのご預金・ご融資等について

- (1) 事業性融資をご利用のお客さま(預金担保貸付のみの場合を除く)のご預金・ご融資等は、母店となる福浦支店もしくは最寄りの支店への移管のお手続きが必要となります。
- (2) 上記以外のお客さまのご預金・ご融資等は、出張所にそのまま引き継がれますので、お手続きは必要ございません。
また、店舗名は変更となりますが、店舗番号・口座番号等は変更ございませんので、現在お持ちの預金通帳・証書・キャッシュカード等は、そのままご利用いただけます。

6. 店舗名変更のお手続きについて

店舗名称の変更に伴い、相手先に対し店舗名の変更通知に係るお手続きが必要となる場合がございます。

詳しくは、別紙「出張所移行Q&A」をご参照ください。

ご不明な点がございましたら、経営企画部（TEL：083-223-4934）または本村支店（TEL：083-266-0145）までお問い合わせください。

以 上

・ 出張所移行 Q & A

| |
|---|
| Q 1. 普通預金・定期預金等をご利用のお客さま |
| 店舗名が変更となりますが、店舗番号・口座番号の変更はございません。 なお、現在ご利用中の通帳・証書等はそのままご利用いただけます。 |
| Q 2. キャッシュカード・ローンカードをご利用のお客さま |
| 現在ご利用中のキャッシュカード・ローンカードをそのままご利用いただけます。 |
| Q 3. 当座預金をご利用のお客さま |
| 別途お手続きのご案内をいたします。 |
| Q 4. 各種自動引き落としをご利用のお客さま |
| 公共料金や税金・クレジットカード・生命保険料などの自動引き落としをご利用のお客さまは、お手続きの必要はございません。 当金庫にて、変更の手続きをさせていただきます。 |
| Q 5. 年金の自動受取りをご利用のお客さま |
| (1) 国民年金、厚生年金等の公的年金をお受取りのお客さまは、お手続きの必要はございません。 当金庫にて、変更の手続きをさせていただきます。 (2) その他の基金・企業年金等をお受取りのお客さまは、お手数ですが、お相手先に新しい店舗名（本村出張所）をご連絡くださいますようお願い申し上げます。 |
| Q 6. 給与振込をご利用のお客さま |
| 出張所移行日以降も円滑に給与をお受取りいただくために、お手数ですが、お勤め先へ新しい店舗名（本村出張所）をご連絡くださいますようお願い申し上げます。 |
| Q 7. お振込受取り口座のご指定をいただいているお客さま |
| (1) 出張所移行日以降も円滑にお振込金をお受取りいただくために、お手数ですが、お振込人さま（お取引先、お勤め先、公的機関等）へ新しい店舗名（本村出張所）をご連絡くださいますようお願い申し上げます。 (2) なお、市町村等より、各種給付金・手当等をお受取りのお客さまは、当該市町村等の窓口で新しい店舗名（本村出張所）をお届けくださいますようお願い申し上げます。 |
| Q 8. 国債・投資信託をご購入、保険商品をご契約いただいているお客さま |
| 一部のお客さまを除き、お手続きの必要はございません。 お手続きが必要なお客さまには、当金庫からご連絡いたします。 |
| Q 9. ご融資、各種ローンをご利用のお客さま |
| (1) 各種消費者ローン・保証機関の保証が付いている住宅ローンについては、変更のお手続きは必要ございません。 ご返済につきましても、従来どおりご指定の口座より引き落としさせていただきます。 (2) 事業性のご融資・保証機関の保証が付いていない一部のローンについては、「本村出張所」ではお取扱いができなくなりますので、母店となる「福浦支店」に移管させていただきます、引き続き従来どおりの条件でお取引させていただくこととなります。 なお、対象となるお客さまには、別途ご案内させていただきます。 |
| Q10. 「本村支店」以外の店舗に取引を変更希望のお客さま |
| 本村支店にお申し出ください。 別途お手続きが必要となりますので、詳しくご説明させていただきます。 |